

健全化判断比率等の概要

1

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1 法律の目的

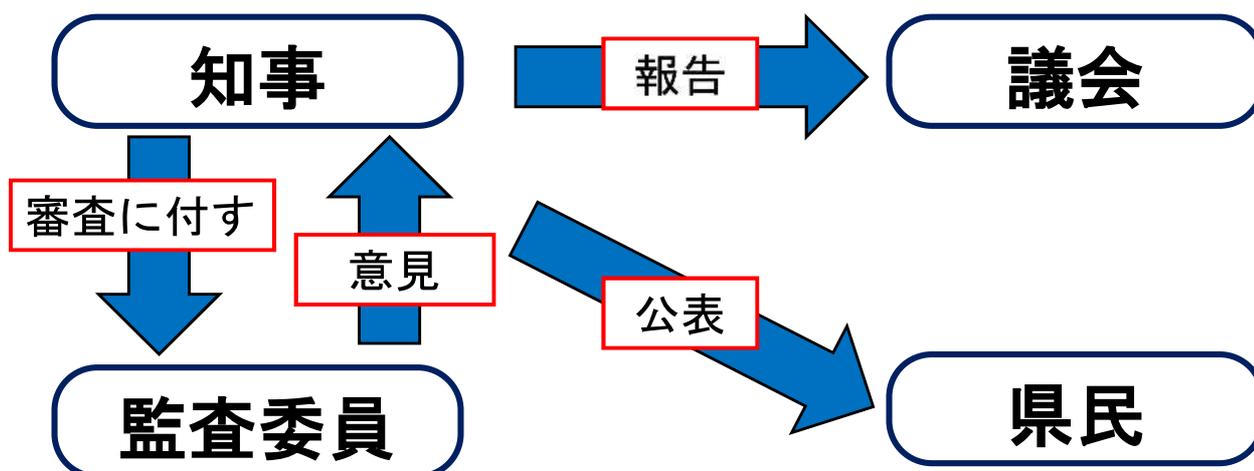
- 地方公共団体の**財政の健全性に関する比率を公表**
- **国が定める基準を超える場合には、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定**
- 計画の実施の促進を図るための**行財政上の措置**



地方公共団体の財政健全化

2

2 健全化判断比率等の公表

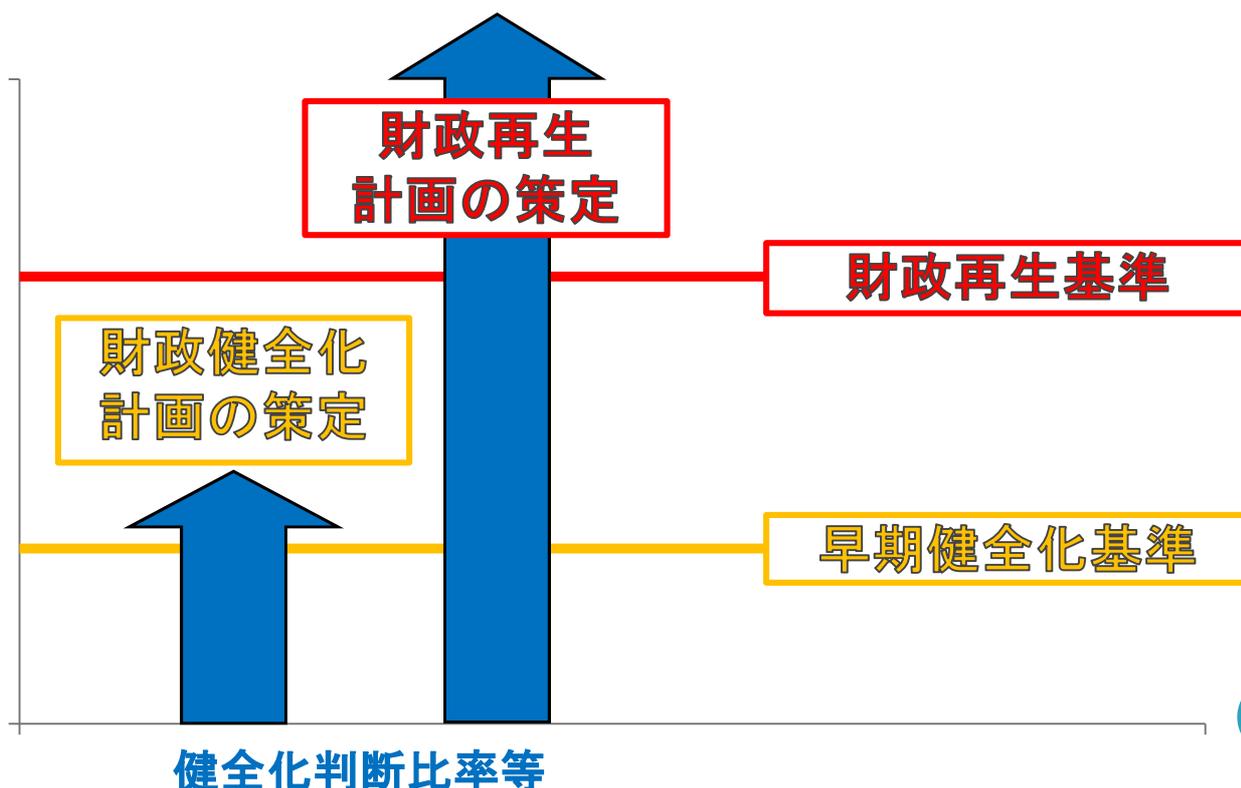


公表する健全化判断比率等

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率
- ⑤資金不足比率(公営企業)

3

3 財政健全化計画の策定等

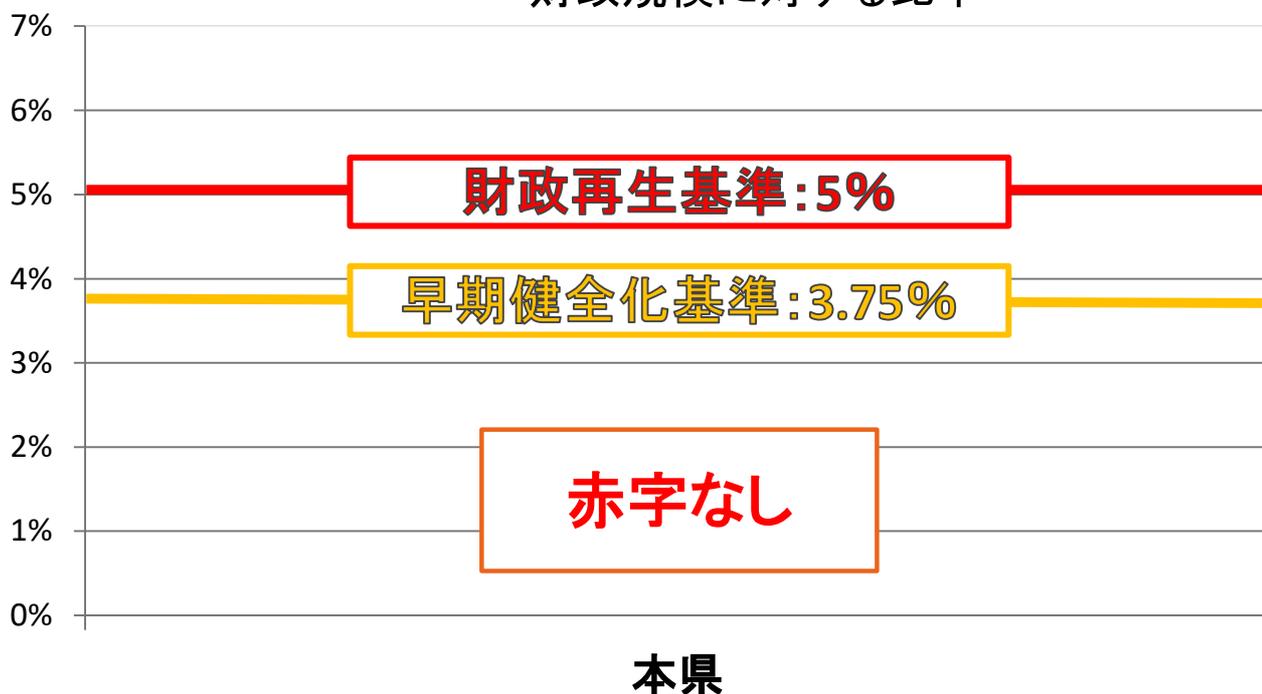


4

4 健全化判断比率等の算定結果(令和元年度決算)

① 実質赤字比率

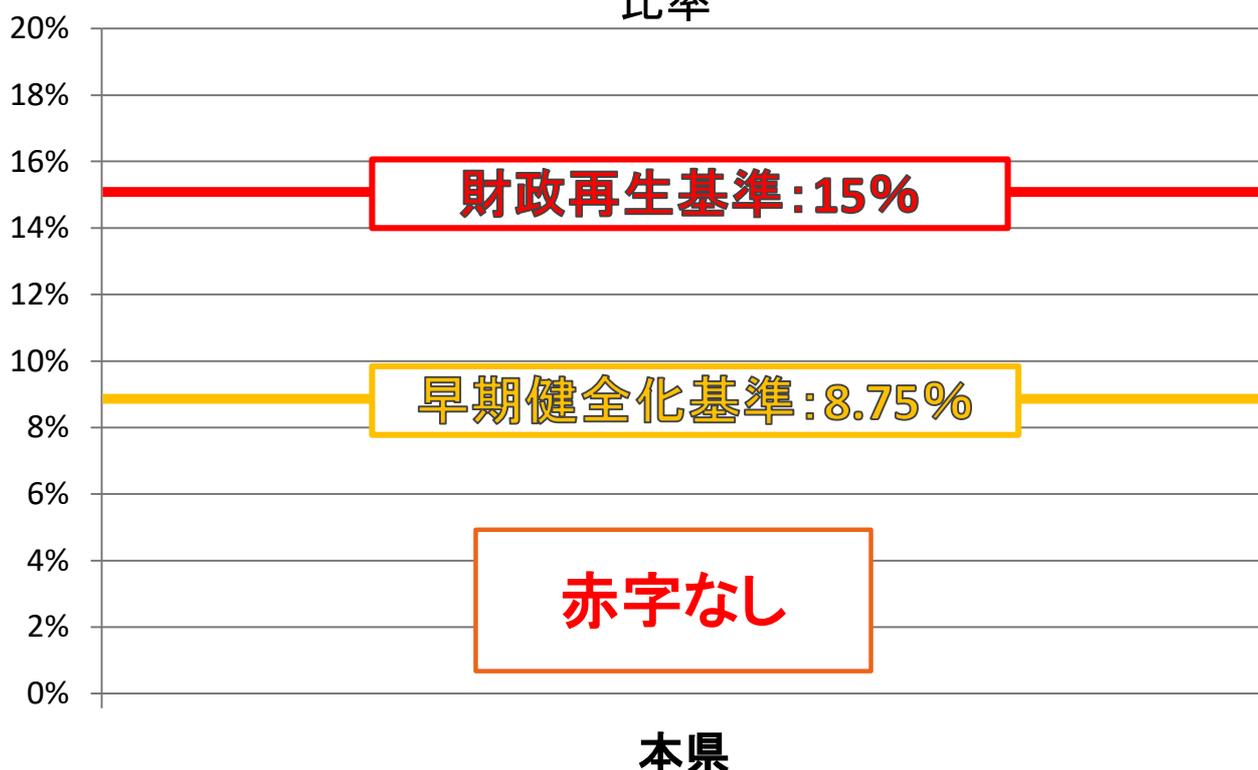
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率



5

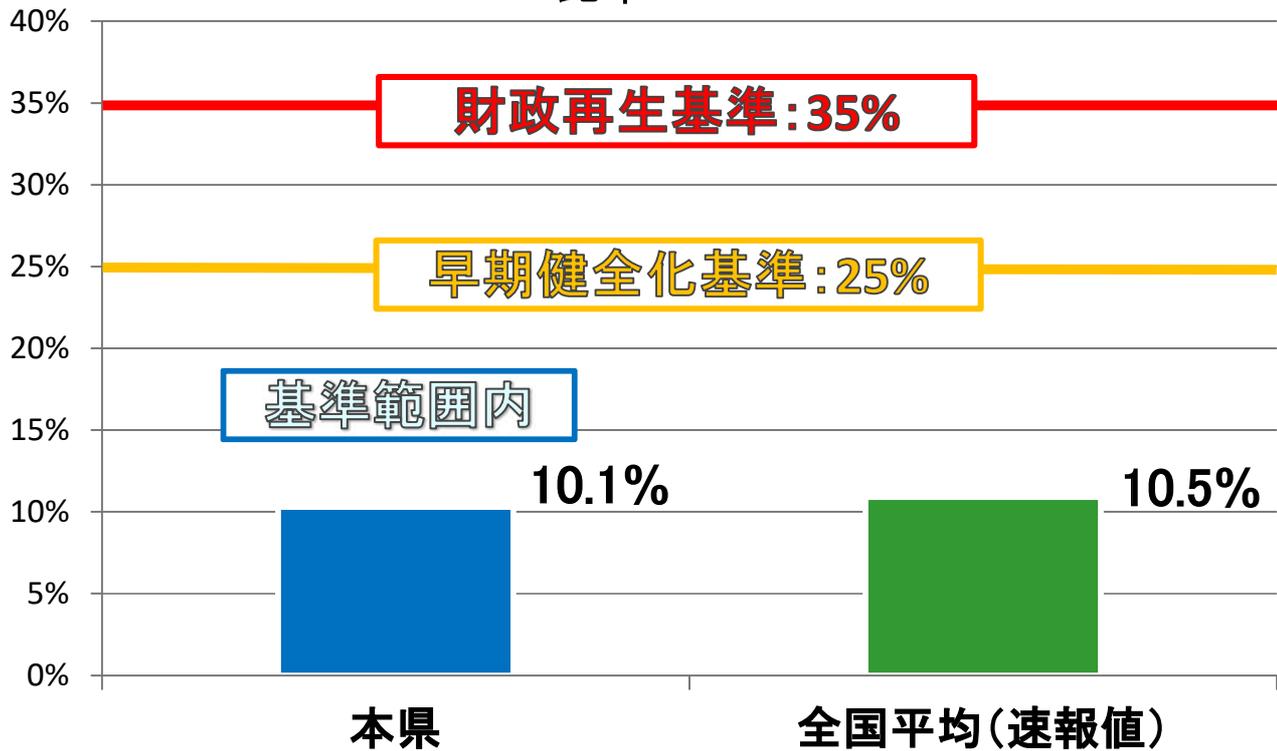
② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率



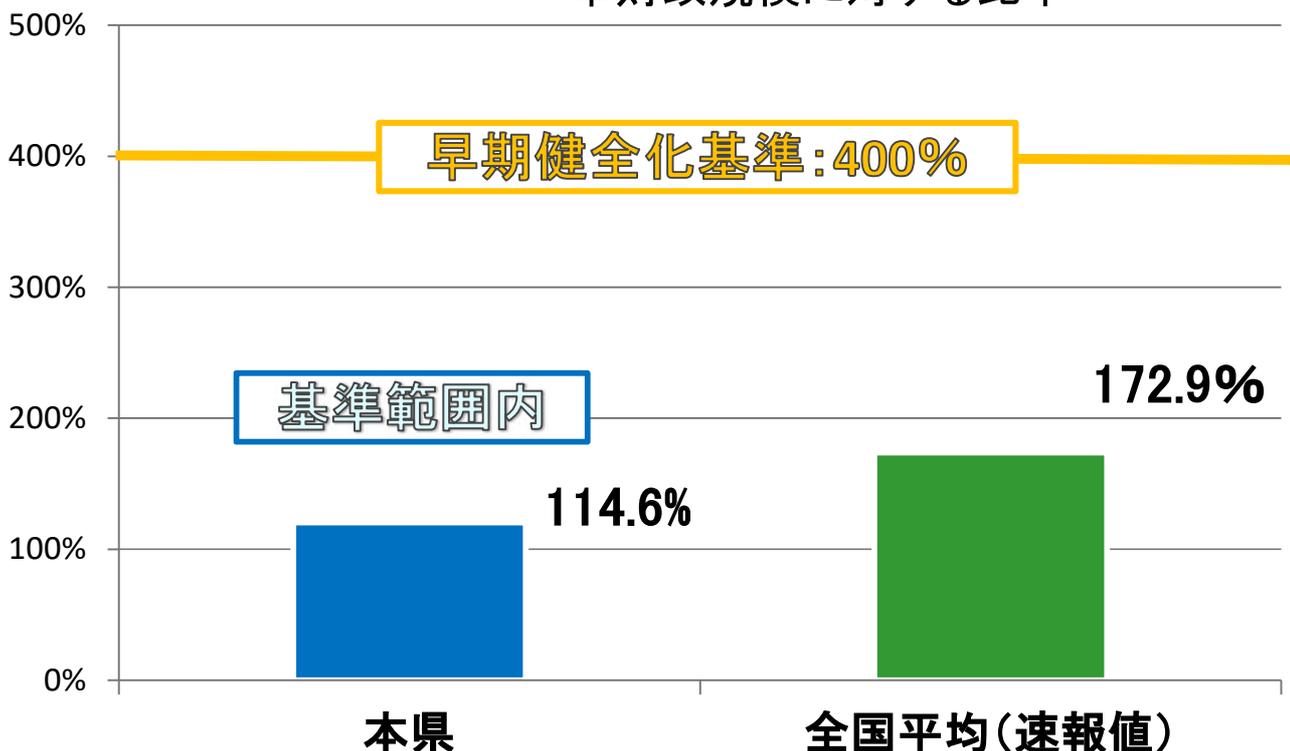
6

③ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率



7

④ 将来負担比率 公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率



8

資金不足なし

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

<算定基礎>

(単位:億円、%)

区 分		分子 (資金不足額)	分母 (事業規模)	資金不足比率 (経営健全化 基準:20%)
法 適 用 企 業	水道事業	—	499	—
	電気事業	—	77	—
	公営企業資金等運用事業	—	5	—
	相模川総合開発共同事業	—	16	—
	酒匂川総合開発事業	—	12	—
流域下水道事業 (法非適用企業)		—	88	—

(参考) 神奈川県の実質赤字比率等について(令和元年度決算)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし [⑳～㉓ 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 市町村自治振興事業、公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、災害救助基金、母子父子寡婦福祉資金、水源環境保全・再生事業、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、介護保険財政安定化基金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、中小企業資金、県営住宅管理事業 (14会計)	—
分母	標準財政規模	13,043

注 本県の一般会計等とは、公営事業会計を除く、全ての会計。

(2) 連結実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも赤字なし [⑳～㉓ 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+②+③ ① 一般会計等における実質赤字額 ② 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の実質赤字額 ③ 公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、流域下水道事業 (6会計)	—
分母	標準財政規模	13,043

(3) 実質公債費比率(3か年平均) 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ 10.1% [㉓10.3% ㉒10.5% ㉑11.4% ㉐12.0% ㉏11.9%]

(単位:億円、%)

区 分		29年度	30年度	元年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,155	1,163	1,076
	①公債費	2,852	2,911	2,819
	②公債費充当公営企業繰出金	33	32	29
	③公債費充当一部事務組合繰出金	4	3	1
	④公債費に準ずる債務負担行為等	23	21	20
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,756	1,804	1,794
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:⑥-⑦	11,110	11,126	11,248
	⑥標準財政規模	12,866	12,930	13,043
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,756	1,804	1,794
分子/分母		10.4	10.5	9.6
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。		3か年平均		10.1

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 114.6%

[③⑩120.3% ②⑨126.2% ②⑧127.0% ②⑦132.3% ②⑥142.9%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-② ①将来負担額 ・一般会計等地方債現在高 ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額 ・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 ・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額 ・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額 ②充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等) ・地方債現在高等に係る交付税措置見込額	A	12,893 45,768 42,050 152 263 - 3,163 141 - 32,875 8,365 804 23,707
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:③-④ ③標準財政規模 ④当該年度公債費等交付税措置額	B	11,248 13,043 1,794
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。			A/B=114.6%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%)

※ 全会計とも資金不足なし

(病院事業以外 ②⑥~③⑩ 該当なし
病院事業 ②⑦のみ 2.8%)

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	-	499	-
	電気事業	-	77	-
	公営企業資金等運用事業	-	5	-
	相模川総合開発共同事業	-	16	-
	酒匂川総合開発事業	-	12	-
流域下水道事業(法非適用企業)		-	88	-

注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業

2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

4 資金不足額

《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額

《法非適用企業》 (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額

【用語の説明】

○ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなくてはならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

○ 連結実質赤字比率

公営事業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

○ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

○ **資金不足比率**

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。
公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。

○ **早期健全化基準**

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

○ **財政再生基準**

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

○ **経営健全化基準**

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

○ **標準財政規模**

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額。